

# 「フランス・イデオロギー」あるいは 脅かされるフランス的普遍主義

渡 邊 英 夫

## はじめに

『人類・国民・階級』の第一章で「〈新人類主義〉は存在するか？」を問うた E. バリバールは「差異主義的人種主義」(P. A. タギエフ)と言われる「人種なき人種主義」について、次のように述べている。

こうしたことは人種主義の伝統のフランス独自の国民的形態にかんする、いっそう受け入れがたいが、しかし決定的でもあるような歴史的事実へとわれわれの興味を向けさせるのである。なるほどアリア性についての教義に関する、人体測定法や生物学的遺伝主義の特殊フランス的な系譜は存在しているが、真の「フランス・イデオロギー」は、「人権の国」の文化による人類の強化を普遍的な任務と考えることにある。こうしたイデオロギーに対応しているのが、支配された人びとへの同化の実践、したがってこの同化に対し受容するか抵抗するかという性向の多寡によって個人や集団を差異化し階層化するという必要性なのである。植民地において、また「白人の責務」というまさにフランス的な(あるいは「民主主義的な」)ヴァリエントにおいて展開されているのが、緻密であると同時に決定的でもある排除/包括というこの形態なのである。(pp.42-43)

そして、この「人権の国」フランスの文化による人類の教化を普遍的な任務と考えることを、「フランス・イデオロギー (idéologie française)」と呼んだ。

「フランス・イデオロギー」は、ベルナル＝アンリ・レヴィが1981年に出版した『フランス・イデオロギー』で初めて使われた。「啓蒙思想の申し子、英雄伝説の血脈を受け継ぐコミュニオン戦士とドレフュス派と対独レジスタンスの国民」(p. 8)であり、この先駆者たちの「この〈人権〉の祖国が、同時に屍臭を撒き散らす土地であり、奇妙になまなましい蒸留器であり、いやらしい多産な胚である」(p. 9)とレヴィは述べて、自由とデモクラシーの祖国フランスが実はファシズムの祖国でもあることを立証しようとしている。「白人の責務」という〈フランス的〉で〈民主主義的〉な「文明の理論」を糾弾しようとしたものであった。「フランス・イデオロギー」とは単なる国民統合のイデオロギーであるだけでなく、「普遍主義的な啓蒙思想の必然的な発展である植民地主義のイデオロギーである」と。「進歩と普遍性を内容とする文明の論理は、フランスという一つの共同体の境界内にとどまらない。文明は国境を越えて世界に広がるべき性質のものであり、人類はそのように運命づけられている」のが彼らの主張する「文明」の理論である。(西川1998, p. 322)

永井陽之助は1994年9月11日の『朝日新聞』でトマス・マン(『非政治的人間の考察』)を引いて、「文明」と「文化」の対立こそが第一次世界大戦の戦争目的であると明言している。フランス・英米の連合国に対し「三十年戦争で荒廃しつくしたドイツが真のルネッサンスも経験せず、野卑な田舎者と見下されてきた200年に及ぶ精神的外傷の深さ」を抱えたまま、デモクラシー、文明、進歩などの〈最新流行の概念をふりまわす精神のプレイボーイ〉である「文明」に対して、ドイツ民族土着の「文化」を「文明」から守ろうとした。ともにヨーロッパで生まれた近代国民国家イデオロギーである「文化」と「文明」であるが、「文化」は〈特殊〉〈個別〉の立場を擁護する後進国の意識である、という。

しかし、1970年代からミッテラン政権下に顕著になるイスラムに代表されるような移民の、可視的な〈個別〉の顕現化により、ジャコバン共和国の「普遍」＝「文明」の理論は試練に晒される。あるいは「地方語」の復権に始まる少数派による文化と言語の複数性擁護の主張と法制化。市場主義経済の伝達コードとしての英語の国際化に現れる文化の一元的ヘゲモニー支配に対して、初めてフ

ランスは少数派の立場から自国の利益を守ることが余儀なくされるようになる。

特に本稿では、文化と言語の複数性擁護の論理を通して「文明」から「文化」へシフトしていく、普遍主義的なディスコースの転換の様態を明らかにしたい。論述は次のように行う。

- 1) フランスの「文明」概念について
- 2) フランスとEUの言語政策
- 3) フランス語擁護のストラテジー
- 4) おわりに：「文明」から「文化」へ

## 1. フランスの文明概念

古代の文化概念によれば、一切の文化財は一箇の価値概念のうちに包括され、この総括概念は「ポリス」に、(或いはラテン語で言えば) Civitas に、結び付けられるものであった。

かくて「文明」人類という概念が生じ、この観念は「自然」に対比され、まだ自然状態に置かれている生活——すなわち「野蛮」——に対比されるものであった。人間を当初の野蛮状態から引き上げる一切のもの、人間をして自然界の支配者たらしめる一切のもの、それが文化である。それら一切のものは同様の重要性、同様の価値を有する。それが衣食住に関するものであろうと、読み書き算数であらうと、また法律や習俗であらうと、文化である点に何の違ひもなかった。かかる文化概念においては、外的生活の組織を支配する諸形式は、自然科学の諸要素あるいは人間共同生活の諸法則に比して、少しも劣らぬ価値を有していた。物質的要求の満足、技術的能力の発展、さてはまた社会秩序の組織、認識力の練磨、それら一切のものが集まって甫めてこの文化概念を構成するのであった。 (クルティウス, p.10)

そして、この文化概念がローマの血となり精神となって、さらにフランス人に継承されて古代後期の生命本質がガロ・ロマン文化としてフランスに定着した、とクルティウスは説く。さらに、この概念のなかでフランスは紛れもなくローマの遺産のなかの普遍主義を国民的観念として摂取したのである。

フランスの国民的使命観念が初めて具現化した十字軍と、ゴシック芸術と、武勲詩の11世紀。古典主義の16世紀には今まで範としてきたギリシャ・ローマの古典と絶縁するまでになったこと。大革命を契機とするフランスの近代的な国民意識の形成。19世紀になるとヴィクトル・ユゴーの口をかりて、文明理想を芸術手段によって崇め祭るようになり、国民大衆が文明観念を摂取・同化する文化のオブチュニズムが国民全体に浸透。さらにフランス新カント派のシャルル・ルヌヴヴィユ (Charles Renouvier, 1815-1903) の哲学を基礎とした第三共和国。共和制のイデオロギーを、一方はロマン主義を掲げ、他方はラテン的古典主義を以て否定していたバレス (Barrès) やモラス (Maurras) も、「ゲルマニア人の近代的野蛮にたいし祖国を守るために」(p.28)文化概念を掲げるのである。

これで環がちょうど一巡したわけである。フランスの文化概念はふたたび古代のそれに帰ったのだ。フランス人にとって文明という言葉に表現されているものは、古い神聖な歴史なのである。 (クルティウス, p.29)

クルティウスはフランスの文化概念 (Kulturidee) ——これはフランス的文脈では「文明」概念 (idées de civilisation) とすべきものである——とは、「国民精神が自己を顕示するための、最終的な、かつ当分は決定的な刻印なのである」(pp.30-31)と述べ、フランス人にとって「国民観念と文化観念が全く同一なるものであって、フランスでは国民国家 (Staatsnation) と文化国家 (Kulturnation) は不可分で、フランス人の意識では国家 (Staat) と国民 (Nation) と文化 (Kultur) は一体だ」(p.31)、と続ける。

しかるに、「フランス人の観念によれば、文化は本質的に普遍的なものであらねばならず、一般人類的な内容を有せねばならない。それなのにどうして国民的文化なるものを宣言することなど考えられようか？」とフランス人は考える。フランス人の感じからすれば、これは矛盾であり、また挑戦でさえある。フランスがその文化概念と一体となるとき、それは決して〈フランス文明〉とは言わず、単に文明と言う。」(p.32) フランスが普遍主義的ディスクリールの担い手であると明言している。

フランス語の culture はラテン語の colerer からの派生語の一つである cultura に由来する。ももとの〈耕作された土地〉〈宗教的崇拝〉の意味のうち、前者の意味が発展し、16世紀頃より土地よりもそれを耕作・世話をする行為を表すようになった。そして、17世紀後半になって〈能力の育成〉や〈精神の修養〉という比喩的な意味に発展していく。(西川 1992, pp.132-133) さらに18世紀の啓蒙主義の流れのなかで〈精神形成〉や〈教育〉の意味を獲得していったのである。

この「文化」の概念が、ドイツにおいては共通して〈反一野蛮〉〈偏見からの解放〉〈マナーの洗練〉という意味で仏・英の「文明」とほとんど同義で使われていたが、18世紀後半から19世紀にかけて次のように変化する。

この時点(十八世紀中葉における独立した名詞としての文明と文化のほぼ同時的発生)で、ドイツ語において重要な発展がみられた。この言葉はフランス語から借用され、最初(十八世紀後期) Cultur, そして十九世紀後期からは Kultur と綴られた。その主たる用法はいぜんとして「文明」と同義語で、まず第一は「開化」または「洗練」される一般的過程という抽象的意味で使われ、次には、人間の成長の世俗的過程に関する表現として、歴史哲学という名で十八世紀に普及していた形で、啓蒙運動の歴史家たちがすでに文明に対して確立していた意味において使われた。(R. ウィリアムズ, p.107)

フランスにおいては「文明」が最高の価値であり、「文化」は二義的なものであるが、ドイツでは人間の価値を示す第一の言葉は「文化」であった。「文化」と「文明」はその言葉を用いる人々の国民意識と彼らの世界観であり、その核心において精神的、芸術的、宗教的な事実に関係し、「文明」の「人間が社会的となり教化醇化されること」に対して「これよりも高い所に、全く自主独立の創造的精神の王国が屹立している。」(西川 1992, p.146)「文明」に対する反措定としての「文化」が主張された。

ドイツとフランスの「文化」と「文明(化)」の概念定義を試みたノルベルト・エリアスは「文明化という概念は、民族間の国家の相違をある程度まで後退させる。この概念は、すべての人間に共通であるか、もしくは——この概念の担い手の感情にとって——共通であるものを強調する」と語った後で、文化の定義を、非常に遅れてやっと政治的な統一と安定に達した民族が、「一体われわれの特性とは何か」を繰り返し問うなかで生まれたものだという。そして、「文化というドイツ語の概念は、国民の相違、グループの独自性を特に強調する」(p.71)と述べて、ここでオスヴァルト・シュペングラーの『西洋の没落』のなかの「野性の花」の例えを引用している。

どの文化も、現われ、成熟し、衰え、そして二度と戻ってこない表現の独自の可能性を持っている…… 最高位の生物であるこれらの文化は野原の花のように、崇高な無用性をもって成長する。(エリアス, p.74)

普遍性を強調する「文明」に対し、「文化」は特性であり、従って個人や集団の独自性や国民性の違いを強調する。

## II. フランスと EU の言語政策

### 1. フランスの言語政策

#### (1) リヴァロルの『フランス語の普遍性』

ウエストファリア条約以後、唯一の外交語であるフランス語は、ヨーロッパ各地の宮廷や上流社会で使われた通用語 (lingua franca) であった。18 世紀後半、フランス語が最ももてはやされたのはフリードリッヒ二世のドイツである。ベルリン・アカデミーはそれを反映し、会長にフランス人を、その紀要はフランス語で刊行されていた。

1783 年、このアカデミーが出した懸賞論文の課題「何がフランス語を普遍的にしたか。何故フランス語はこの特権にふさわしいか。フランス語はその特権を保持しつづけるであろうか」にフランス語で応募し、受賞したのはフランス人リヴァロル (Antoine de Rivarol, 1753-1801) の『フランス語の普遍性 (Discours sur l'Universalité de la Langue Française)』という論文であった。彼は、文字通りフランス語の「普遍性」をフランス精神とフランス文化の優越性の証として論述した。そして、フランス語の永遠の基礎をなす「明晰性」こそが「普遍性」の論拠であるとし、「明晰でないものはフランス語でない (Ce qui n'est pas clair n'est pas français)」という有名な言葉を残した。

彼の、いわゆる「直接語順 (ordre direct)」をもって普遍的論理とし、フランス語の特権的明晰性の基礎と考える議論に普遍性があるとは思えない。しかし、デカルトの「理性をよく導き、もろもろの学問において心理を求めるための方法」を拠り所とするリヴァロルの論述は、〈理性—論理—直接話法—散文—社会的結合と秩序〉のフランス語を、〈情念—感覚〉を軸とする他言語と比較するという方法をとる。「明晰性」を「文明」の指標とする意図が明らかである。(西川 1980, p.54)

## (2) フランス革命の言語政策

フランス全土には約 30 の方言 patois があり、当時の総人口 (約 2,800 万) のうち少なくとも 600 万はフランス語を知らず、さらに 600 万は片言しか喋らない。フランス語を正しく喋れるフランス人は 300 万をこえず、読み書きのできるフランス人となればさらに少ない。(De Certeau, M. et al., p. 302)

革命派僧侶の指導者で啓蒙思想家、国民公会の議員であるグレゴール師 (l'abbé Grégoire, 1750-1831) が国民公会 (1794年6月16日) で行った報告である。当時、フランス語は決して普遍的でもなく、国語としての役割さえも果たしていなかった。しかし革命思想を伝え、諸制度を設定し、経済発展を促すために言語の統一は急務である。

「国語、すなわち全国的な共通語に対する願望が、地方分権的な主張や言語と地方文化の擁護を反動的な思想と同一視するような歴史的状況のなかで、革命的な願望として現れたことは、その後のフランス語の運命に重大な結果をもたらした。」(西川 1980, p.68) 言語統一政策は、ジャコバン的国家的歴史的形成が不可欠の要素としたものであった。「一にして不可分のナシオン (La République une et indivisible)」の革命理念は、リヴァロルの「明晰性」と共に、フランス語の普及が新たに整備された学校制度をとおして進められる。その後のフランス語を規範言語とする位置づけのなかで、フランス語こそが文明と洗練の言語という表象化が行われる。

一方、地域語使用者のなかには自分たちのことばを恥じ、卑しむ心理が形作られてきた。「言語における正当化=規範化と異端化=貶価の分化」(宮島 1992, p.81) が徹底的に押し進められることになる。

### (3) 地域語の復権

第2次大戦後、少数言語抑圧に対する復権運動が徐々に広がり始め、1951年1月11日、『地域語および地域方言に関する法律 51-45号』と正式に称せられる「ディクソヌ法 (loi Deixonne)」が制定される。フランスでフランス語以外の言語が、その教育を目的として法的に初めて認められたのである。第2次大戦下の少数言語地域の住民のレジスタンスにおける積極的な役割や、地方においてはフランス語が社会的上昇移動における選別化の文化的支配の道具となって少数言語使用者が取り残される、という現実回避の〈教育の民主化〉の精神に発したものである。

こうして、コミュニティ分裂の要因であった少数言語である「地域語」の教



育が容認されることになった。しかし外国語教育のなかで地域語は主要外国語の次にくることとされた。かくしてブルトン語、バスク語、カタラン語、オクシタン語の該当地域において、リセとコレージュの限られた時間枠内での任意選択科目として、また指定されたいくつかの大学での教育が認可されることとなった。（「地域語」という呼称は、外国語の方言または俚言としてアルザス語、コルス語、フラマン語を排除すること、他方、フランス語に対する地域的局限性を強調する狙いがある。）しかし、地域語を〈地域的アイデンティティの源泉〉〈単一のナションへの帰一とは異なる分化したアイデンティティの源泉〉とみなした上での容認がされたわけではない。（宮島 1992, p.96）

1968年の五月革命は、この当時の学生を中心とした世界的な意識改革運動を代表するものであり、従来のイデオロギー的、政治的な階級闘争から、地域主義的、少数民族運動等の新しい社会運動へと人々の関心を向かわせた。五月革命の〈自由〉や〈自主管理〉の理念は、少数言語話者のアイデンティティの目覚めを促し、少数言語擁護運動はそれまで以上の盛り上がりを見せた。そして1970年7月10日の政令で、当該少数言語は大学入試の選択試験科目として認められる。また4年後の1974年には、当初の4言語にコルシカ語もその対象となった。

「1980年1月25日法」によってフランスが批准した『民事および行政法に関する国際条約』第27条には次のように示されている。

民族、宗教、言語に関して少数派をもつ国々において、少数派に属する人々は、集団をなす人々とともにわかちあって文化的生活をいとなむ権利、みずから宗教を公言し実践する権利、ないしはみずからの言語を用いる権利を奪われえない。

そして1981年、フランソワ・ミッテランは大統領選挙の際、『フランスのための110の提案』の中で少数言語・文化の尊重を明言した。後に文化大臣ジャック

ク・ラングは『文化の民主主義と相違への権利 (Démocratie culturelle et droit à la différence)』という報告書をアンリ・ジオルダン (Henri Giordan) にまとめさせることになる。「権利への相違」とは、文化の異質性を認め、その価値は等しい、とする考え方である。さらに、1982年6月21日には『サヴァリ通達』(文部省通達「公教育における地域文化・言語の教育」)が示される。それは、少数言語による教育を含めたバイリンガル教育を公立教育ではじめて認め、対象言語を列挙せず、要求のある地域でその言語(あるいは方言)の教育を認める、という内容であった。

そして現在、バカロレア(大学入学資格試験)の外国語(langue vivante)として必修外国語で22言語、それ以外に20以上の言語が用意されている。バカロレアの種類、またコースによって内容が異なっているが、大学への進学を目的とする一般バカロレアでは系列により2~3の外国語を受験することになっており、第二あるいは第三外国語として地域語が認められている。

少数言語を守る論理はバイリンガルに通じる自らの複数性をめざす多言語主義となって、国というレベルの分権主義を超えて、ヨーロッパ全体を視野に入れた対英語のフランス語擁護の戦略にも通底することになる。

## 2. EUの言語政策

第二次対戦で戦場となったヨーロッパは、国と国の争覇にかかわる者はすべて不利益を被るという認識から「不戦」の理念をもった。そしてアメリカの支援のもとに復興がはかられた。しかし、対日・対米の恒常的な貿易赤字解消から、対内的に「単一市場」の創設、対外的に「国際競争力」の強化の宿命を負うことになった。そのために不可避な対処として「ヨーロッパ統合」をすすめることを余儀なくされた。

特にフランスは、ドゴール主義に基づく「祖国からなるヨーロッパ」政策をとってきたが、やがて国家主権維持に固執した戦略に限界が見え、EC統合を背景としたフランスの地位向上に政策転換した。そしてドイツとの協力関係を軸とした熱心なヨーロッパ統合推進派に転じて、このECの市場統合とその主導

権の確保、さらに経済・産業改革の達成というフランスの国益を守ろうとした。さらに、1993年のマースリヒト条約の発効によりEUが誕生した。

最終目的が「国境なきヨーロッパ」にあるEUは、構成員である欧州連合市民が自分の言葉で平等に理解し、参加することができること。さらに各構成員の言語的・文化的多様性を尊重し、ヨーロッパ全体の〈文化的な豊かさ〉を守り、特定言語による効率主義からくる〈文化の貧困化〉を回避しようとする。多文化の共存による発展を文化政策の要と定めて多言語主義を採用している。そして来るべき統合ヨーロッパを作る若者たちの多言語の使用が目指されている。

こうして1984年、EU閣僚理事会はできるだけ多くの生徒が義務教育終了までに母語以外の二言語を使えるようにすることで合意され、1980年代後半から青少年の教育（特に語学教育）や交流を目指すプログラムが実施されていくことになる。

ERASUMUS (European Community Action Scheme for the Mobility of University Studentsの略) が高等教育機関に所属する学生・教員・職員の交流を促進するプログラムとして1987年の秋より実施。ERASUMUS計画の一環として各国の大学相互の単位互換システムを行うためのECTS (European Community Course Credit Transfer System) プログラムや、大学と企業間の技術・職業教育の協力を目指すCOMETT (Action program of the Community in Education and Training for Technology), さらに1989年には外国語教師や教師養成者への援助、大学等の高等教育機関での外国語教師養成への援助、さらに教育法や教育教材の開発や専門教育を受けている青少年の交換プログラムを扱うLINGUAが設立された。これらの計画は、1994年には大きな成果を挙げて第一段階の使命を終えた。

その後マーストリヒト条約(第126条, 127条, 128条)に基づいて、EU委員会は従来の活動を三つの新たなプログラムに統合・整備することになる。こうして教育分野の交流促進を目指すSOCRATES, 職業教育分野での交流促進についてのLEONARDO DA VINCIプログラム, 若者対象のJEUNESSE

POUR L'EUROPE が生まれた。現在、EU の全学生の 10% がこれらの計画で外国での修学を実現しようとしているのである。

サピア・ウォーフの仮説によれば、社会あるいは共同体に纏わるあらゆる表現の体系の根底には言語があり、その言語こそが最も基本的な体系であるという。そして、国民のアイデンティティはおそらくその固有の言語のなかに最後の砦をもっている。ならば、言語のレファランス機能と媒介機能とは当然区別されるはずである。「ヨーロッパ・セクション (Section européenne)」が 1992 年に始めた新しい試みである「バイリンガル教育」が注目される。

### III. フランス語擁護のストラテジー

#### 1. 「フランコフォニー・サミット」

フランスが世界規模における英語の使用の拡大と、コミュニケーション手段としての公用語化に対して危機感を持ったのは当然のことであった。1986 年、第 1 回の「フランス語使用を共有する諸国の元首及び政府首班会議 (Conférence des chefs d'Etat et de gouvernement des pays ayant en commun l'usage du français)」, いわゆる「フランコフォニー・サミット」が開催された。フランス語使用国家間の公的な協力機関を作ろうという意図によるものである。この「フランコフォニー (francophonie)」は「フランス語使用 (圏)」を表すが、「フランス語を話す (人)」をいう「フランコフォン (francophone)」と共に、1880 年にフランスの地理学者オネジム・ルクリュ (Onésime Reclus, 1837-1916) によって初めて使われた言葉である。

1993 年のモーリシャス・サミットでタイトルが「フランス語使用を共有する (ayant en commun l'usage du français)」から「フランス語を分け持つ (ayant le français en partage)」に変更されて、フランスの家父長的姿勢に変化が見られた。さらに、1997 年 11 月の第 7 回サミットは初めてアジアのハノイで開催。その時の参加国及び政府の数は 52。そのうち 3 カ国 (Albanie, Macédoine,

Pologne) はオブザーバーである。

ここでの決定が ACCT (l'Agence de coopération culturelle et technique, 最近 l'Agence de la francophonie に変更) に、また大学に関するものについては、l'AUPELF (L'Association des universités particulièrement ou entièrement de langue française) や l'UREF (Université des réseaux d'expression française) が実行に移された。特にテクノロジーの分野(「情報ハイウエー」)でのフランス語使用を目指して l'AUPELF が l'Agence francophone pour l'enseignement supérieur et la recherche に改称。さらに 1968 年には語彙や文法の標準化、学術用語の策定を行う国際組織「フランス語国際評議会 (Conseil international de la langue française)」が結成。1984 年にはヨーロッパの 5 つのテレビ局と ケベック・カナダテレビによって、全世界で視聴可能な TV 5 が創設。現在 Agence de la Francophonie への加盟状況は、加盟国 40、準加盟国 5 (Egypte, Guinée-Bissau, Maroc, Mauritanie, Saint-Lucie)、州政府参加 2 (カナダの Nouveau-Brunswick と Québec) である。

ジャン＝ルイ・ジョベール (Jean-Louis Jouvart) はフランコフォニーについて次のように述べている。

フランコフォニーは、フランス人達がこれまでの何世紀にもわたって受け継いできた優越感を放棄することによって作られた。もしこれがフランス語を話す国々の集まりであり、同じ言語を共有することによるものであるとすれば、フランコフォニーこそがフランス語の大きな魅力の一つになったということだ。フランス語は世界の優れた多様性を示す言語である。(p. 38-39)

## 2. 『フランス語の使用に関する法案 (Loi 94-665 du 4 août 1994 relative à l'emploi de la langue française)』

20 世紀になると、国際政治・国際経済の両面において英語圏の優位が確立、それに伴い現在、外交用語・商業用語のいずれにおいても英語が第一言語になっ

ている。1973年のイギリスのヨーロッパ共同体加盟とその後の加盟国の増大は、相対的にフランス語の地位の低下、共通語としての英語の地位をさらに高めることとなった。フランスはフランス語の外国への普及に努めると同時に、国内においては外来語、とりわけ英語の侵入に対して言語を純粋性において守ることが〈文化の要〉と考え、さまざまな対応を講じることとなった。そして、ついに1975年に『フランス語の使用に関する法案(Loi 75-1349 du 31 décembre 1975, relative à l'emploi de la langue française)』を制定した。各種文書へのフランス語使用が義務づけられることになった。

1992年、フランスではマースリヒト条約の批准に先立って国民投票が行われ、憲法改正が実現した。ヨーロッパ統合に向けて国内法を整備したわけであるが、同時に憲法典2条に「共和国の言語はフランス語である」の一項が付け加えられた。フランス語圏の盟主であるフランスにとって、ヨーロッパ統合により経済、文化から政治におよぶ多様な分野での統合の進展が共通の言語を期待するような動きを認めるわけにはいかない。

1993年成立のバラデュール内閣の下、ジャック・トゥボン文化・国語担当相(国語担当は新たに付け加えられた)により新しいフランス語使用法の準備が進められた。草案は、1994年2月に閣議決定、7月に議會を通過した。その後、違憲の提訴がされたため憲法院の審査に附され(Décision no 95-345 du 29 juillet 1994)、違憲とされた条項を除外して8月4日に成立。前回と同じ名称の『フランス語使用に関する法案』、いわゆる「トゥボン法(loi TOUBON)」である。

全文24条からなる新フランス語使用法の1条は、改正された憲法の規定を援用して、その理念は次のようである。(以下、滝沢正および大山礼子の解説による。)

- ① フランス語は、憲法典によって共和国の言語とされており、フランスの個性と財産の根本的要素である。
- ② フランス語は、教育、労働、公益および公務員の言語である。
- ③ フランス語は、フランス語圏を構成する諸国家の特別な絆である。

さらに、具体的なフランス語の使用規定は2条以下に定められている。1995年法を一步進めた内容となっている。主なものを挙げると、

- ・商品またはサービスの紹介文，説明書，保証書等におけるフランス語使用の義務づけ。(2, 4条)
- ・公共の場または交通機関内の広告におけるフランス語使用の義務づけ。(3, 4条)
- ・契約書，特に労働契約書はフランス語で書かれるべきこと。(5, 8, 10条)
- ・フランス国内で開かれる討論集会などにおいてはフランス語で発言する権利を保証すべきこと。(6条)
- ・教育機関における授業，試験および論文審査にはフランス語を用いること。(11条)
- ・テレビ，ラジオの番組および広告の放送におけるフランス語使用の義務づけ。(12条)
- ・フランス語使用義務に反した者には補助金の返納等の不利益が課せられ，また，フランス語使用を促進するための政府の活動を妨害した者は6ヵ月以下の禁固または5万フラン以下の罰金に処す。(16-19条)

特に，第21条では，この法律が地方語の尊重とは矛盾しないことが断られている。しかし，この法律に多数の適用除外が認められていること，フランス語使用の義務化を目指しながら外国語の使用を禁止したものでないなど，実効性には疑問も多い。効果は具体的な運用に左右されるであろうが，国語の重要性を国民に強く訴えたものであること，併せて英語使用に対するフランス語の危機意識を強く現したものだといえる。

### 3. GATT ウルグアイ・ラウンドにおける「文化特例」

フランス革命以来，西欧近代文明の普遍的価値の体現者と自他ともに認めてきたフランスが，はじめて文化の面で「特殊」あるいは「個別」の立場から文

化の複数性を主張するようになった事件が、1993年末に決着したGATTウルグアイ・ラウンドであった。7年を超えた交渉の最大の難関は農産物市場の自由化問題であったが、米欧対立の焦点となったのはラウンド最終段階で急上昇した映画・オーディオビジュアル(AV)の「文化の特例」の問題であった。(以下、三浦信孝の論考を参考にした。)

1991年の統計だが、米欧間のAV貿易収支は37億8,000万ドル対2億5,000万ドルで、アメリカがECの15倍も輸出している。ヨーロッパでアメリカ映画が過半数のシェアを占めたのは1970年代とされるが、1990年代に入りアメリカ映画は最低のフランスでも59%、最大のイギリスで93%と国によりばらつきはあるが、ヨーロッパ市場全体で75%のシェアをもつ(興行収入ベース)。それに対し、ヨーロッパ映画のアメリカにおけるシェアは、アメリカ人が字幕や吹き替えの外国映画を好まず、リメイクしか受けつけないという事情もあって、2%にも満たない。(三浦1996, pp.49-50)

映画AVは航空機に次ぐアメリカ第2の輸出産業であり、アメリカのAV輸出の60%はEC向けである。アメリカ映画協会がウルグアイ・ラウンドでECの保護主義的措置の転換を求めたのは当然のことである。

このECの保護主義的措置とは、もともとが言語の違いからくる市場の細分化、資金力の不足するECのAV産業は、来るべきECの単一市場化にそなえて域内市場の統一と、域外からの競争に立ち向かうために、1979年10月に「国境なきテレビ(Télévision sans frontières)」を登場させた。そして域内番組の放映割当て制を実現させたのである。さらに域内の映画AV産業を振興するため、シナリオ作成や字幕・吹き替え、映画人の養成訓練、新映画技術開発や、小規模独立プロの制作支援などを目的とするMEDIA計画を1990年12月21日に理事会決定した。

この「国境なきテレビ」指令による放映割当ては、「域外産の映画AVソフトの輸入を制限する数量規制につながり、MEDIA計画による映画産業支援策は



競争原理を歪める公的補助金の性格を持つ」(1996, p.51)アメリカが、自由主義を旨とする GATT の貿易交渉で AV 分野を取り上げることに執着したのは言うまでもない。

EC はそれにどう対応したのか。ヨーロッパは AV 製品は一国の文化的アイデンティティにかかわる重要事項として、これを普通の商品として扱うことを否定し、域内で行われる保護支援措置を自由貿易ルールから外し、AV 製品を貿易自由化の交渉リストから除外すべきと主張。これに対し、EC 側は 2 つの立場で交渉に当たった。「文化の例外 (cultural exception)」と「文化の特殊性 (cultural specificity)」である。イギリス、ドイツ、オランダなどの自由貿易主義の国にとって「文化の例外」の主張とは、EC で既に行われている「国境なきテレビ」指令や MEDIA 計画など AV 産業の保護育成策はこの論理により一つ一つ GATT のルールの適用を制限することで守れる、とする立場であり、フランス等にとって「文化の例外」(案) は、AV をいったん GATT のルールに乗せたら次々に自由化への譲歩を強いられると考える。また「文化の特殊性」を理由にルール適用からの免除リストを網羅的につくるのは、技術革新の激しい今日実質的に不可能であり、EC がフリーハンドを保つためには AV を「文化の特例」により GATT の枠組みから除外すべきものだという主張である。(1996, p.53)

コミュニケーション法の専門家セルジュ・ルグール (Serge Regourd) は、GATT 協定が既に多くの例外規定を含んでいたことや、その例外規定に対しても、現実の適用に際し多くの解釈問題を起こすことが予想される「文化の例外」「文化の特殊性」のいずれもが「文化の除外 (cultural exclusion)」を明確に規定し得ないと述べている。そして、かつてカナダがアメリカとの間で結んだ『米加自由貿易協定第 2005 条』の「文化の除外」規定の適用だけが EC の要求に沿うものだと指摘する。果たして、ヨーロッパはこれと同じものを獲得できるか？

最終的に、米欧はこの問題に「合意しないことで、合意した」のである。問題は先送りで決着がついた。

ウルグアイ・ラウンドにおけるフランスのAV「文化の特例」の闘いは、アメリカ的な市場普遍主義によるヘゲモニー支配に対して、フランスが少数派の立場から商品原理には還元されない文化的差異にこだわる「個別的文化」の論理をもって対決した事件ということになる。問題は普遍的価値の「文明」の体験者であり伝播役であったフランスが、初めて少数者の個別文化の立場から複数の「文化」を主張し、国益擁護のイデオロギーを唱えたことである。

### おわりに

「一にして不可分」のジャコバン共和国を成り立たせているのは「普遍」の文明理論であった。フランス語の国語化と普及は、ブルジョア革命でありながらも、人民大衆との同盟がなければ権力奪取も、その維持も不可能というフランス革命によって、はじめて大衆と諸地方が意識されるというパラドックスを生んだ。この特殊性が革命政府に特別の言語政策を必要とした。

理性的で、普遍的な、啓蒙主義の論理的な帰着となるような一つの共通語が望まれた。ところが現実には、旧体制の宮廷で使われていたフランス語の強制的な普及が諮られることになったのである。唯一のフランス語によって、多様な地方の文化は押しつぶされ、フランスの言語と文化は画一化されていく。フランスは相違を消すことによって普遍的平等の達成を目指すことになった。

ところが、「相違への権利」の主張はジャコバン共和制の転機を促すことになった。フランスは共和国の不可分性に反し、一部の特殊利益を守る共同体主義が認められることになったのである。相違の権利に基づく現実的な不平等を是正する多文化主義をフランスは採用し、共和国原理から多文化主義への転換が試みられた。しかし、地域語・少数言語を法的に認知し、保護するのは、共和国を複数の言語集団に分裂させる危険がある。

ついに、フランスはヨーロッパ諸国が一樣に置かれた経済的な問題の解決打開の方策のなかに地位向上を図ろうとする。多数の国々によって構成されたヨーロッパはもともとが多民族、多言語、多文化である。「ヨーロッパ統合」と

いう〈個別〉の共存に加入し、〈個〉の復権を図ろうとする。EC時代に始まった多言語主義のEUの言語政策は、英語覇権の牽制の面もあって、国内では少数者の地域語の認可やフランス語擁護法の制定の実施、一方、外に対しては「フランコフォニー・サミット」が開催されることになる。

普通の「文明」の論理の敗退と、個別の「文化」の台頭を象徴的に示したのがGATTウルグアイ・ラウンドである。「普遍的なビジネス文明」の論理と商品原理に還元されない個別的な「文化」理論とが対決する。フランスは少数派の個別文化の立場から、文化の複数性を擁護する立場への転換を迫られている。

(1999. 8.25)

#### 参 考 文 献

- Lévy, Bernard-Henri *L'Idéologie française* Edition Grasset & Fasquelle, 1981  
(ベルナル＝アンリ・レヴィ、内田 樹訳『フランス・イデオロギー』、国文社、1989)
- Giordan, Henri (ed.) *Par les langues de France* Centre Georges Pompidou, 1984  
(アンリ・ジオルダン、原聖訳『虐げられた言語の復権』、批評社、1987)
- Curtius, Ernst-Robert *Die Französische Kultur, eine Einführung*, Francke Verlag 1975  
(E-R. クルチウス、大野俊一訳『フランス文化論』、みすず書房、1977)
- Elias, Norbert *ÜBER DEN PROZESS DER ZIVILISATION*, Francke Verlag, 1969  
(ノルベルト・エリアス、赤井慧爾・中村元保・吉田正勝訳『文明化の過程』上・下、法政大学出版局、1987)
- Joubert, Jean-Louis *La francophonie*, CLE international, 1997 (publiée au Japon par Daisan Shobo, 1999)
- Regourd, Serge *Pour l'exclusion culturelle*, Le Monde diplomatique, novembre 1993
- Balibar, Etienne & Wallerstein, Immanuel *Race, nation, classe*, La découverte, 1997  
(エチエンヌ・バリバル/イマニュエル・ウォーラーステイン、若林章孝訳『人種・国民・階級』、大村書店、1997)
- Williams, Raymond *KEYWORDS-A Vocabulary of Cultur and Society*, William Collins Sons & Co. Ltd., 1976 (レイモンド・ウィリアムズ、岡崎康一訳『キーワード辞典』、晶文社、1980)
- Taguieff, P.-A. *La force du préjugé*, La découverte, 1987
- De Certeau, M, et al. *Une politique de la langue : la révolution française et les patois*, Gallimard, 1975
- 泉 邦寿 「フランス語の内と外」『ふらんす』第69巻1, 2, 5, 6, 7号, 白水社, 1994

- 大山礼子 「フランス語使用法案」『ジュリスト』No. 1045, 1994
- 古石篤子 「ヨーロッパの中のフランス—外国語・地域語教育はいま?」『ふらんす』第74号  
4~9号, 白水社, 1999
- 滝沢 正 「立法紹介」『日仏法学』第20号, 日仏法学会, 1995
- 永井陽之助 「日本外交の座標軸」『朝日新聞』1994年9月11日, 朝日新聞社
- 西川長夫 「フランスの明晰とは何か」饗庭孝男編『フランス六章』, 有斐閣, 1980  
『国境の超え方—比較文化論序説』, 筑摩書房, 1992  
「歴史的過程としてのヨーロッパ」西川長夫・宮島喬編『ヨーロッパ統合と文化・  
民族問題』, 人文書院, 1995  
「フランスを知り, フランスを超える」田辺保編『フランス学を学ぶ人のために』,  
世界思想社, 1998
- 西永良成 『変貌するフランス』, 日本放送出版協会, 1998
- 原 聖 「言語問題の諸相」原輝史・宮島喬編『フランスの社会』, 早稲田大学出版部, 1993  
「フランスの地域言語」三浦信孝編『多言語主義とは何か』, 藤原書店, 1997
- 三浦信孝 「GATT ウルグアイ・ラウンドにおけるAV「文化特例」をめぐる攻防」『日本EU  
学会年報』第16号, 日本EU学会, 1996  
「一にして不可分なジャコパン共和国と多言語主義」三浦信孝編『多言語主義とは  
何か』, 藤原書店, 1997  
「ヨーロッパの逆クレオール化」『言語』Vol. 28, No. 7, 大修館書店, 1999  
「デバの焦点: 問われる共和国」『ふらんす』第74巻4, 5, 8, 9号, 1999
- 宮島 喬 『ひとつのヨーロッパ・いくつものヨーロッパ』東京大学出版会, 1992  
「平等としての相違『相違の権利』」『世界』第460号, 岩波書店, 1984